

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂12版】をご購入いただいた皆様へ

第45回(2023年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂13版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第46回	2023年11月18日(土)	2023年5月1日
第47回	2024年3月10日(日)	2023年9月1日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P18 Lesson 2 特許要件[1] 2 新規性があること (3) 新規性喪失の例外規定の適用 囲み内 ② 追記	② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合 (特 30 条 2 項)	② 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合 (特 30 条 2 項) ※特許を受ける権利を有する者による内外国特許庁への出願行為に起因して特許公報等に掲載されたことにより新規性を喪失した場合を除く
P63 Lesson 7 特許出願後の手続き [1] 2 出願審査請求とは (2) 出願だけでは実態審査は始まらない 上から 15 行目 修正	みなされますので、注意しましょう。ただし、出願審査請求期間を徒過したことについて正当な理由があったときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査請求をすることができます (特 48 条の 3 第 5 項)。	みなされますので、注意しましょう。なお、出願が取り下げられたとみなされた後も、一定の要件の下、出願審査請求をすることができますが、故意に請求をしなかった場合ではないことが必要です (特 48 条の 3 第 5 項)。
P85 Lesson 10 特許権の管理と活用 [1] 2 特許権の維持 上から 8 行目 追記	特許料を倍額払うことを条件に、追納することが可能です (特 112 条)。	特許料を倍額払うことを条件に、追納することが可能です (特 112 条)。追納期間に特許料および割増特許料を納付しないことにより特許権が消滅したものとみなされますが、その場合であっても、一定の要件の下、追納することができます。ただし、故意により納付しなかった場合ではないことが必要です (特 112 条の 2 第 1 項)。
P144 Lesson 16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは 上から 11 行目～13 行目 削除	の形状等や画像でなければなりません。 これまで、意匠法の保護対象は物品のデザインに限定されていましたが、2019 年の法改正により保護対象が拡充され、「建築物の形状等」と「物品に記録・表示されていない画像」が保護対象に加われました。	の形状等や画像でなければなりません。 これまで、意匠法の保護対象は物品のデザインに限定されていましたが、2019 年の法改正により保護対象が拡充され、「建築物の形状等」と「物品に記録・表示されていない画像」が保護対象に加われました。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P145 Lesson 16 意匠法の保護対象と登録要件 [1] 4 意匠法の保護対象である「意匠」とは上から4行目～8行目 修正</p>	<p>画像については、意匠権の保護対象となりません。 これまで画像については、携帯電話の液晶画面に表示される画像等「物品の操作の用に供される画像であって、当該物品またはこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」に限り、物品の部分の意匠として保護対象とされていましたが、2019年の法改正により、物品から離れた画像それ自体も保護対象となりました。</p>	<p>画像については、意匠権の保護対象となりません。 また、「物品の部分としての画像を含む意匠」として保護を受けることもできます。この場合、①画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの、②画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うものの少なくともいずれか一方に該当することが必要です。これにより、同じく、映画やゲーム等のコンテンツ画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象となりません。</p>
<p>P151 Lesson 17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] 1 意匠登録の要件 (2) 新しい創作であること 上から4行目～8行目 修正</p>	<p>そこで、公に知られた意匠であっても、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となったり、その者の行為に起因して公知となった場合には、公知となった日から1年以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、新規性が喪失していないものとして、取り扱われます(新規性喪失の例外、意4条)。</p>	<p>そこで、公に知られた意匠であっても、①意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知となった場合、②意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合(公報に掲載されたことにより新規性を喪失した場合を除く)には、公知となった日から1年以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願すれば、新規性は喪失していないものとして、取り扱われます(意4条)。この適用を受けるためには、特許法と同様に、公知となった日から1年以内に、その意匠について意匠出願を行う必要があります。さらに、②に該当する場合は、出願と同時に、新規性喪失の例外規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出し、かつ、出願日から30日以内に、この規定の適用を受けられる意匠であることを証明する書面を提出しなければなりません(意4条3項)。</p>
<p>P154 Lesson 17 意匠法の保護対象と登録要件 [2] 2 先願意匠の調査 上から5行目～6行目 修正</p>	<p>また、意匠公報が発行されるのは、意匠権の設定登録から3～4週間といわれています。</p>	<p>また、意匠公報が発行されるのは、意匠権の設定登録から2週間程度といわれています。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P187 Lesson 21 商標法の保護対象と登録要件 [1] 2 商標の機能 上から1行目 修正	商標には大きく分けて、 4つ の機能があると考えられます。	商標には大きく分けて、 3つ の機能があると考えられます。
P188 Lesson 21 商標法の保護対象と登録要件 [1] 2 商標の機能 (1) ~ (4) 削除・修正	(1) 他人の商品やサービスと区別する機能 数ある同種の商品やサービスの中から、自己の商品等を（他人の商品等と区別する機能（自他商品等識別機能））です。他人の商品等と区別・比較されて、それが良い商品等であることが消費者に認識され、その結果、商品等の提供者に信用が蓄積されていきます。 (2) (3) (4)	-(1) 他人の商品やサービスと区別する機能 数ある同種の商品やサービスの中から、自己の商品等を他人の商品等と区別する機能（自他商品等識別機能）です。他人の商品等と区別・比較されて、それが良い商品等であることが消費者に認識され、その結果、商品等の提供者に信用が蓄積されていきます。 (2) → (1) (3) → (2) (4) → (3)
P225 Lesson 25 商標権の管理と活用 1 商標権の管理と維持 下から3行目 追記	存続期間の満了前6カ月から満了の日までに行わなければなりません（商20条2項）。したがって、…	存続期間の満了前6カ月から満了の日までに行わなければなりません（商20条2項） が、更新期間経過後でも経済産業省令で定める期間内であれば割増登録料を納付して更新手続きをすることができます（商20条3項、43条1項）。 なお、更新登録の申請をしないことにより商標権は消滅したとみなされますが、一定の要件の下、この申請をすることができます。ただし、故意に申請しなかった場合ではないことが必要です（商21条1項）。したがって、…

該当箇所	変更前	変更後
P231 Column 9 知的財産権侵害物品への水際措置と 真正品の並行輸入 上から2行目 追加	<p>弁護士や弁理士等を通じて申し立てるのがよいでしょう。</p> <p>一方で、真正品の並行輸入についてはどうでしょうか。</p>	<p>弁護士や弁理士等を通じて申し立てるのがよいでしょう。</p> <p>近年、電子商取引の発展等により、海外の事業者が、国内の事業者を介することなく、直接、国内の消費者に対して少量の模倣品を販売し、送付する事例が急増しています。しかし、「輸入」行為の主体は国内の消費者と解されるところ、消費者が個人使用目的で模倣品を輸入する行為は商標権侵害や意匠権侵害とならず、また、海外の事業者の行為に侵害が成立するか否かは明らかでないことから、税関において商標権侵害や意匠権侵害を認めて没収等することができない状況でした。</p> <p>そこで、令和3年法改正により、海外の事業者の行為に着目した規制が可能となるよう「輸入」行為に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が含まれることとなりました。これにより、このような行為を事業者が権原なく、商標法上または意匠法上「輸入」行為に係る各規定の目的物（商品等）について行った場合には商標権侵害や意匠権侵害が成立し、国内の荷受人が消費者である場合を含め、当該商品等は税関での没収等の対象となりました（関69条の11第1項9号の2）。</p> <p>なお、「他人をして持ち込ませる行為」とは、配送業者等の第三者の行為を利用して、外国から日本国内に持ち込む行為をいいます。</p> <p>一方で、真正品の並行輸入についてはどうでしょうか。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P247 Lesson 27 パリ条約 3 パリ条約の三大原則 (2) 優先権制度 上から4行目～7行目 修正・削除	そこで、パリ条約では、 同盟国の一国にした最初の出願をもとにして、後に他国へ出願した場合でも、 最初の出願日から1年以内であれば、最初の出願日に出願したものと同等の効果を与えることが認められています（パリ4条B、C（1））。これを「 優先権 」といいます。また、優先権を主張するには、…	そこで、パリ条約では、「 優先権 」制度が規定されています。同盟国の一国にした最初の出願をもとに「 優先権 」を主張して後に他国へ出願した場合、優先期間満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為によって不利な取り扱いを受けないとされます。すなわち、最初の出願日から1年以内であれば、最初の出願日に出願したものと同等の効果を与えることが認められています（パリ4条B、C（1））。これを「 優先権 」といいます。また、優先権を主張するには、…
P263 Column 10 ハーグ協定のジュネーブ改正協定 (2) 国際登録と国際公表 上から1行目～4行目 修正	国際事務局は、 国際出願の方式審査をした後、国際登録簿に意匠を登録します。国際登録された意匠は、国際登録から6カ月後、または出願人の請求により国際登録後速やかにもしくは国際登録後30カ月以内の公表延期期間が経過した後に、国際事務局によって国際公表されます。	国際事務局は、 方式審査を行った後、直ちに国際出願された意匠を国際事務局が管理する国際登録簿に登録します。 国際登録された意匠の内容は、国際意匠公報において公表されます。国際公表の時期は、原則、国際登録の日から12カ月後ですが、出願人の請求により、国際登録後の即時公表又は公表の時期を選択することも可能です。
P308 Column 12 肖像権とパブリシティ権 上から3行目～4行目 上から9行目～10行目 修正	判例上認められています。 権利の性質としては、人格権に由来するものと考えられています。 例えば、ある会合における… 芸能人や有名人などが、 顧客吸引力を持つ氏名・肖像を営利目的で独占的に使用できる権利で、明文の規定はなく、 …	判例上認められています。憲法により保障されている基本的人権の1つとされる幸福追求権に含まれる、 プライバシー権の1つと考えられています。 例えば、ある会合における… 芸能人や有名人などが、 自分の氏名や肖像等が商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合、この顧客吸引力を排他的に利用する権利とされています。 同じく明文の規定はなく、…
P325 Lesson 36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 (4) 営利を目的としない上演等 条文 著作権法38条 上から3行目～5行目 削除	衆又は観衆から料金（ いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。 以下この条において同じ。）を受けない場合には、	衆又は観衆から料金（ いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。 以下この条において同じ。）を受けない場合には、

該当箇所	変更前	変更後
P325 Lesson 36 著作権の制限 ■ 2 ■ 許諾なく利用できる場合 (4) 営利を目的としない上演等 ■ 条文 ■ 著作権法 47 条の 3 上から 2 行目～5 行目 修正	当該著作物を電子計算機において 利用 するために必要と認められる限度において、当該著作物の 複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。） をすることができる。ただし、当該 利用 に係る複製物の使用につき、	当該著作物を電子計算機において 実行 するために必要と認められる限度において、当該著作物を 複製 することができる。ただし、当該 実行 に係る複製物の使用につき、
P333 Lesson 37 著作隣接権 ■ 1 ■ 著作隣接権とは (1) 実演家の権利 上から 14 行目 追記	同一性保持権とは異なっています。	同一性保持権とは異なっています。 なお、実演家人格権は譲渡することができません（著 101 条の 2）。
P375 Lesson 41 民法 [1] Question 選択肢 D 修正	F 社の特許権が存続期間満了により消滅している場合、O 社と結んだ契約は無効となる。	F 社は O 社に利用期間を「1 年」と伝えるべきところを「10 年」と伝えてしまった。O 社の担当者から「10 年で合っていますか？ 1 年の間違いではないでしょうか」と確認されたが、F 社の担当者は確認すれば容易に誤りに気付けるにもかかわらず確認を怠ってしまった。この場合、F 社は契約を取り消すことができる。
P376 Lesson 41 民法 [1] ■ 2 ■ 契約の成立 上から 3 行目 追記	しかし、契約は意思表示が合致した時点で成り立ちますので、「口頭」による契約も有効です。	しかし、契約は意思表示が合致した時点で成り立ちますので、 保証契約などの一部の契約を除いて 「口頭」による契約も有効です。
P377 Lesson 41 民法 [1] ■ 3 ■ 契約の有効要件 上から 2 行目 修正	具体的には、契約の客体に関して、次の 4 点 が求められています。	具体的には、契約の客体に関して、次の 3 点 が求められています。

該当箇所	変更前	変更後
P377 Lesson 41 民法 [1] 3 契約の有効要件 ②～④ 削除・修正	②内容が実現可能 例えば、特許権の譲渡契約において、当該特許権がすでに存続期間満了で消滅しては、実現不可能です。 ③内容が適法 ④内容が社会一般的に見て妥当	②内容が実現可能 例えば、特許権の譲渡契約において、当該特許権がすでに存続期間満了で消滅しては、実現不可能です。 ②内容が適法 ③内容が社会一般的に見て妥当
P382 Lesson 41 民法 [1] Question の正解と解説 正解 選択肢D 修正	正解 D Dについて、たとえ両者が合意した内容であっても、契約としての有効要件を満たさないと、契約の効力は発生しません。対象となる特許権が存続期間満了により消滅している場合には、有効要件を満たしていないとして、その契約は無効になると考えられます。よって、本肢は適切です。	正解 なし Dについて、F社はO社に誤った利用期間を伝えてしまったものの、F社に「重大な過失」があると考えられるため、契約を取り消すことはできないと考えられます。よって、本肢は誤りです。
P407 Lesson 44 種苗法 1 種苗法とは (2) 新品種の保護方法 下から4行目～3行目 修正	特許法と種苗法の関係について、農林水産省生産局種苗課『改訂新版 逐条解説 種苗法』(経済産業調査会、2006年)によると、…	特許法と種苗法の関係について、農林水産省輸出・国際局知的財産課『改訂新版—逐条解説 種苗法 改訂版』(ぎょうせい、2022年)によると、…
P409 Lesson 44 種苗法 2 植物の品種登録の要件 ⑤ 名称の適切性 追記		⑤ 名称の適切性 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等が必要です(種4条1項)。種苗の流通及び使用の適正化・円滑化を図るためです。

該当箇所	変更前	変更後
P417 Lesson 45 関税法 2 輸出または輸入してはならない貨物 上から6行目～11行目 修正・追記	輸入してはならない貨物 ① 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品 ② 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、17号または18号に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、営業秘密侵害品の譲渡等行為、技術的制限手段に対する不正行為）を組成する物品	輸入してはならない貨物 ① 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。） ② 意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為（意匠法2条2項1号又は商標法2条7項に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。）に係るものに限る。） ③ 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、17号または18号に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、営業秘密侵害品の譲渡等行為、技術的制限手段に対する不正行為）を組成する物品
P424 Lesson 46 外為法 2 規制の概要 上から1行目～4行目 修正	外為法は、「居住者」から「非居住者」（及び特定類型に該当する居住者）に対する「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術」を「特定の地域」に提供（役務取引）する場合について、経済産業大臣による役務取引許可の対象としています。	外為法は、「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術」を「非居住者」（及び特定類型に該当する居住者）や「外国」に提供（役務取引）する場合について、経済産業大臣による役務取引許可の対象としています。